生駒市条例第24号

生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月12日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例

(生駒市監査委員条例の一部改正)

第1条 生駒市監査委員条例(平成3年7月生駒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(生駒市水道事業の設置等に関する条例及び生駒市病院事業の設置等に関する 条例の一部改正)

- 第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2 の2第8項」に改める。
  - (1) 生駒市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年2月生駒市条例第 1号)第5条
  - (2) 生駒市病院事業の設置等に関する条例(平成21年6月生駒市条例第23号)第6条

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。